

## 東邦 STEP 規程

運営委員会

2019年3月13日制定

(目的)

**第1条** 本規程は、愛知東邦大学（以下、「本学」という）学則第45条の規程に基づき、東邦STEPに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(東邦STEPの概念)

**第2条** 学生が本学での4年間を通じ、社会で活躍するために必要な姿勢・習慣を身につけることを目指す。「目標に向かって努力しようとする姿勢」と「目標に向かって行動できる習慣」のコンピテンシーを大切に、学生個々の自己実現に向き合う。

(構成とコース)

**第3条** 東邦STEPのプログラムは、学生が高い目標を達成できるように、主に専門知識・スキルを学習する講座（以下、「講座」という）と、社会で求められるコンピテンシー・能力を習得する講座外活動（以下、「講座外活動」という）で構成する。

2 前項のプログラムは、目標とする職種や資格に応じてコースに区分して運営する。各コースの受け入れ学部・学科は、別表1のとおりとする。

(運営委員会)

**第4条** 東邦STEPの運営は、本学「大学組織運営規程」第25条に定める東邦STEP運営委員会（以下、「委員会」という）が行う。

(受講の申し込み・受講料等)

**第5条** 本学の学生で、東邦STEPの受講を希望する者は、所定の申込書を所定の期日までに提出するとともに、別表2に定める受講料を所定の期日までに指定された口座に振込まなければならない。

2 東邦STEPの受講生は、前項の受講料以外に、前第3条に定めるプログラムの実施に際して必要な費用（テキスト代・模試代・合宿費・資格受験料等）を負担するものとする。

3 一旦入金された受講料および前項に定める費用は返金しないものとする。ただし、やむを得ない理由で受講の継続が困難であると委員会が認めた場合は、この限りではない。

4 東邦STEPの受講生として卒業した学生は、卒業後2年以内の期間を上限として、所定の申込書の提出をもって受講料免除によりプログラムを受講することができる。

(受講の取り消し)

**第6条** 委員会の判断により、次の各号の一に該当する受講生については、受講を取り消す場合がある。なお、受講を取り消した際に受講料の返金は行わないこととする。

(1) 受講態度が悪く、他の受講生に対して著しく悪影響を与える場合

(2) 本学「学生の懲戒処分に関する規程」による懲戒処分を受けた場合  
(奨学金の給付)

**第7条** 東邦 STEP 奨学生入試を通じて本学に入学し、東邦 STEP を受講している1年生、および東邦 STEP のプログラムに積極的に取り組み、優れた成果をあげた受講生(2年生～4年生)に対して、審査のうえ、東邦 STEP 奨学金(以下、「奨学金」という)を給付する。

2 奨学金を給付する人数は、1年次10名以内、2年次10名以内、3年次10名以内、4年次10名以内とする。

3 奨学金の給付額および給付時期は、別表3のとおりとする。

4 本学が定める「スポーツ・音楽推薦特別奨学金」および「成績優秀者特別奨学金」および「読谷村村長推薦者特別奨学金規程」との併用給付は認めない。

(奨学金の審査)

**第8条** 奨学金を給付する候補者の審査は、委員会が行う。ただし、1年次の奨学金給付候補者については、東邦 STEP 奨学生入試の合格者とし、入試判定会議において審査を行う。

2 奨学金の給付審査の対象となる要件および審査時期は、別表3のとおりとする。

3 委員会は、審査対象受講生が別表3の審査要件を満たしていることを確認したうえで、対象者の年間を通じた東邦 STEP の「活動」および「成果」を基に点数化し、奨学金給付候補者としての適格性を審査する。「活動」と「成果」を点数化する場合の配点割合は、別表4のとおりとする。なお、審査の際、必要に応じて、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

(給付対象者の決定等)

**第9条** 学長は、委員会による審査結果の報告を受けて、運営委員会にて奨学金の給付対象者を決定する。決定後、対象者に審査結果を報告するものとする。

2 学長は、奨学金給付対象者の決定から給付時期までに、対象者の学籍異動が生じた場合および対象者が東邦 STEP の継続意思を喪失した場合には、給付を取り消すことができる。

3 学長は、前項にある給付の取り消しを行った場合においては、前第7条第2項に定められている範囲内で追加の給付対象者を決定することができる。

(事務の所管)

**第10条** この規程の運用に関する事務は、学生・キャリア支援課が所管する。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか、東邦 STEP の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

## 附則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）コース別の受け入れ学部・学科

コース名	経営学部	経営学部	人間健康学部	教育学部
	地域ビジネス学科	国際ビジネス学科	人間健康学科	子ども発達学科
国家行政 コース	○	○	○	○
地方行政 コース	○	○	○	○
警察官 コース	○	○	○	○
消防士 コース	○	○	○	○
保育職 コース	—	—	—	○
小学校教員 コース	—	—	—	○
保健体育教員 コース	—	—	○	—

別表2（第5条関係）東邦STEP受講料

学年	受講料	受講料以外に必要な費用
1年	90,000円	テキスト代・模試代・合宿費・資格受験料等
2年	90,000円	テキスト代・模試代等
3年	110,000円	テキスト代・模試代等
4年	10,000円	テキスト代・模試代等

別表3（第7条、8条関係）東邦STEP奨学金審査要件等

学年	審査要件	審査時期	給付額	給付時期
1年	東邦STEP奨学生入試に合格し、入学した受講生	入試の 合否判定時	前期：前期分の授業料額および東邦STEP 受講料額	5月
			後期：後期分の授業料額	10月
2年	以下の条件を全て満たす受講生 ・1年次後期終了時点で卒業要件36単位以上を修得し、累計GPAが3.0以上であること ・1年次にFP3級およびFP2級に合格していること	1年次末	前期：前期分の授業料額および東邦STEP 受講料額	5月
			後期：後期分の授業料額	10月

3年	以下の条件を全て満たす受講生 ・2年次後期終了時点で卒業要件72単位以上を修得し、累計GPAが3.0以上であること ・2年次後期終了時点でFP3級およびFP2級に合格していること	2年次末	前期：前期分の授業料額および東邦STEP受講料額	5月
			後期：後期分の授業料額	10月
4年	以下の条件を全て満たす受講生 ・3年次後期終了時点で卒業要件108単位以上を修得し、累計GPAが3.0以上であること ・3年次後期終了時点FP3級およびFP2級に合格していること	3年次末	前期：前期分の授業料額および東邦STEP受講料額	5月
			後期：後期分の授業料額	10月
留意事項				
1. 給付対象受講生の学費が完納されている場合に限り、奨学金を給付する。				
2. 後期の奨学金給付は、東邦STEPの活動を継続している者に限る。したがって、例えば、本人の意思変更や休学、長期留学などで、前期中に活動を継続できない事態が生じた場合や10月初旬に活動を継続できないことが確定している場合には、後期の奨学金を給付しない。				
3. FP3級、FP2級とは、日本FP（ファイナンシャル・プランナー）協会が実施している3級FP技能検定、2級FP技能検定のことである。				

別表4（第8条関係）審査項目の配点割合

学年	活動	成果
1年	-	(入試成績)
2年	60%	40%
3年	40%	60%
4年	20%	80%

注) ①活動：講座と講座外活動の平常点を積算した合計得点

②成果：年度末に実施する筆記試験の得点